

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 汽力発電装置の助燃（軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る）（H24年度：61億円） ② ガスタービン発電装置の動力源の用途（H24年度：205億円） に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>	
減収見込額	（初年度） — （▲26,723） （平年度） — （▲26,723） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p> <p>（2）施策の必要性 平成7年以降、電気事業の自由化が進展しているが、なお、全需要の約4割にあたる家庭用電灯や低圧の業務用電力については規制がなされている。当該規制部門においては料金規制が行われており、総括原価を通じて、適正な料金の設定が行われているが、それゆえ電気料金は公益性を有しており、国の施策としても、電気料金原価の低廉化・安定化に努めることが使命である。 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することになってしまう。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策名:資源エネルギー・環境政策																					
	政策の達成目標	安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO2 の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。																					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間																					
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。																					
	政策目標の達成状況	<p>また、下記に示すとおり、一時的に汽力発電比率に偏りが生じたことはあるが、電源を効率的に活用してきている。また、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p><参考：総発電電力量に占める電源（汽力・原子力）別発電電力量割合> (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H18</th> <th style="width: 15%;">H19</th> <th style="width: 15%;">H20</th> <th style="width: 15%;">H21</th> <th style="width: 15%;">H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力</td> <td>59.0</td> <td>65.8</td> <td>64.8</td> <td>61.8</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>31.1</td> <td>26.2</td> <td>26.9</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：電力調査統計 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計</p>						H18	H19	H20	H21	H22	汽力	59.0	65.8	64.8	61.8	60.3	原子力	31.1	26.2	26.9	30.2
	H18	H19	H20	H21	H22																		
汽力	59.0	65.8	64.8	61.8	60.3																		
原子力	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4																		

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用件数:61社(汽力発電装置:50件、ガスタービン発電装置11件) (平成21年度実績値、出典:総務省による道府県課税状況調査) 適用対象者:一般電気事業者、卸電気事業者等</p> <p><適用量について> ○汽力発電装置の用途 (単位:kL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>169,814</td> <td>167,042</td> <td>189,705</td> <td>209,761</td> <td>199,615</td> <td>192,584</td> <td>194,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:kL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>8,485</td> <td>31,187</td> <td>12,574</td> <td>4,335</td> <td>2,129</td> <td>166,000</td> <td>638,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者分(11社)より聞き取り。 ※数値については、H18~H22年度は実績値であり、H23,H24年度は推計値(H23年8月時点)を記載。</p>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	使用量	169,814	167,042	189,705	209,761	199,615	192,584	194,497		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	使用量	8,485	31,187	12,574	4,335	2,129	166,000	638,000
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																										
使用量	169,814	167,042	189,705	209,761	199,615	192,584	194,497																											
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																											
使用量	8,485	31,187	12,574	4,335	2,129	166,000	638,000																											
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。</p> <p>また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約30%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>																																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料再処理準備金(国税・法人税) ・原子力発電施設解体準備金(国税・法人税) ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税) ・電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税) 																																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																
要望の措置の妥当性	<p>本措置については、元来、発電用途は、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への負荷等を踏まえると燃料の代替が難しく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。</p> <p>また、ガスタービン発電装置の用途については、これまでは使用量は少なかったものの、東日本大震災の影響で使用量が大幅に増加することが見込まれる。</p>																																	
ページ	—																																	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>一般電気事業者10社及び卸電気事業者1社の適用実績は以下の通り。(単位：百万円)</p> <p>平成18年度 5,723百万円 平成19年度 6,363百万円 平成20年度 6,493百万円 平成21年度 6,872百万円 平成22年度 6,461百万円</p>																																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p><総発電電力量に占める火力発電電力量割合(%)及び負担軽減額(銭/kWh)></p> <p>平成18年度 59.0%、0.5銭/kWh 平成19年度 65.8%、0.6銭/kWh 平成20年度 64.8%、0.6銭/kWh 平成21年度 61.4%、0.6銭/kWh 平成22年度 60.2%、0.6銭/kWh</p> <p>火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。CO2の排出を極力抑制しつつ、適切に火力発電を行っていくことが重要であり、そのために軽油はなくてはならない燃料である。</p> <p>また、低額ながらも、需要家の料金負担の抑制に寄与している。</p> <p style="text-align: center;"><参考：同使用量による燃料種別CO2排出量の比較></p> <table border="1" data-bbox="383 840 1524 963"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油使用量(kl)</td> <td>178,299</td> <td>198,228</td> <td>202,279</td> <td>214,095</td> <td>201,744</td> <td>358,584</td> <td>832,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>CO2排出量</p> <table border="1" data-bbox="383 996 1524 1243"> <tbody> <tr> <td>①軽油(tCO2)</td> <td>460,011</td> <td>511,428</td> <td>521,880</td> <td>552,365</td> <td>520,500</td> <td>925,147</td> <td>2,147,842</td> </tr> <tr> <td>②A重油(tCO2)</td> <td>483,190</td> <td>537,198</td> <td>548,176</td> <td>580,197</td> <td>546,726</td> <td>971,763</td> <td>2,256,067</td> </tr> <tr> <td>増加排出量(②-①)</td> <td>23,179</td> <td>25,770</td> <td>26,296</td> <td>27,832</td> <td>26,227</td> <td>46,616</td> <td>108,225</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料使用量に温対法に基づく排出係数を乗じて算出。 (軽油:2.58(tCO2/kl)、A重油:2.71(tCO2/kl)) ※数値については、H18～H22年度は実績値であり、H23年度以降は推計値を記載。 ※使用量は上記適用量と同じ(一般・卸電気事業者計)。</p>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	軽油使用量(kl)	178,299	198,228	202,279	214,095	201,744	358,584	832,497	①軽油(tCO2)	460,011	511,428	521,880	552,365	520,500	925,147	2,147,842	②A重油(tCO2)	483,190	537,198	548,176	580,197	546,726	971,763	2,256,067	増加排出量(②-①)	23,179	25,770	26,296	27,832	26,227	46,616	108,225
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																		
軽油使用量(kl)	178,299	198,228	202,279	214,095	201,744	358,584	832,497																																		
①軽油(tCO2)	460,011	511,428	521,880	552,365	520,500	925,147	2,147,842																																		
②A重油(tCO2)	483,190	537,198	548,176	580,197	546,726	971,763	2,256,067																																		
増加排出量(②-①)	23,179	25,770	26,296	27,832	26,227	46,616	108,225																																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和32年 創設 平成21年 3年間の期限の設定</p>																																								